

療育（発達支援）とは？

発達の遅れのあるお子さまやその可能性のあるお子さまに対し、1人1人の発達の状態や特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。



福祉サービス(通所系)の種類

サービス種類	対象	内容
児童発達支援	未就学児	就学前の療育を必要とする児童に対して、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学児	学校就学中の療育を必要とする児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	18歳未満の児童	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等を訪問し、療育を必要とする児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児	肢体不自由の障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	18歳未満の児童	重度の障害等があることにより外出が著しく困難な児童に対して、居宅において児童発達支援を行います。

利用料金

『福祉サービス受給者証』があれば9割が自治体負担となり、1割が自己負担となります。事業所で決められたおやつ代や教養娯楽費等については全額負担になります。

◎利用料金としてかかる金額は、世帯所得に応じて上限額が定められています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
低所得	生活保護・市民税非課税世帯	0円
一般1	所得割28万円未満の世帯	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※就学前の児童を支援するため、『満3歳になって初めての4月1日から3年間』は児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

福祉サービスを利用するには？

サービスを利用するには、福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

交付申請時には、お子さまが療育を必要とする証明となるもの(障害者手帳または医師等が作成した意見書)を提出していただきます。



福祉サービス受給者証を取得するまでの流れ

① 事業所見学・相談

まずは事業所へ連絡を入れ、見学・相談をしてください。

② 市役所での利用申請手続き

利用する事業所と利用日数が決まりましたら、必要書類をそろえて社会福祉課に申請します。申請書類につきましては福祉事務所に用意してあります。市ホームページよりダウンロードしていただくことも可能です。

③ 聞き取り調査

調査員がお子さまの状況や家庭環境、生活状況などに関する聞き取り調査を行います。

事前に日程調整のご連絡をお願いします。

※②と③を同時に行うことも可能です。

④ 相談支援事業所との契約・サービス等利用計画案の作成依頼

希望利用日数やサービスの種類によっては、計画相談員の作成したサービス利用計画案の提出が必要となります。

⑤ 受給者証の発行

必要な手続きや書類の提出が済み、支給が決定したら受給者証が発行されます。

⑥ 事業所との契約・サービスの利用開始

利用する事業所と直接契約の手続きを行います。

受給者証を提示することで、サービス利用を開始することができます。



お問い合わせ・ご相談は



銚田市役所 社会福祉課 障害福祉係

〒311-1592 銚田市銚田1444番地 1 銚田市福祉事務所1階

TEL 0291-33-2111 (内線 1562・1563)